

コンテナ貨物需要調査業務委託 仕様書

1 業務名

コンテナ貨物需要調査業務

2 目的

函館市およびその近郊において貨物の利用実態および函館港を利用したコンテナ貨物の移出入（国内）および輸出入（国外）の需要を把握するため。

3 事業主体

函館港利用促進協議会（事務局：函館市港湾空港部港湾空港振興課）

4 委託期間

契約の日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

5 調査概要

（1）調査対象

函館市およびその近郊（渡島・檜山管内）に存在する企業とし、対象数は 100 社以上とする。

（2）調査内容

ア 企業の基本情報

企業名，所在地，業種，（規模）

イ 貨物の利用実態

ウ 函館港を利用する条件等

（3）実施方法

調査票を用い，訪問による聞き取りとするが，補足的に W e b 回答を用いることも認める。

6 委託業務内容

（1）スケジュールの作成および進捗管理

受注者は，契約締結後，業務スケジュールを作成し，発注者と協議しながら業務の進捗管理を行い，確実に業務を履行すること。

（2）調査内容の精査および調査票の作成

受注者は，調査項目および調査票について，発注者と協議しながら作製すること。

（3）対象企業の選定

- ア 調査開始前に対象企業を選定し、発注者に提案・確認すること。
- イ 選定する企業は、発注者から提供する、過去に函館港を利用してコンテナ貨物の輸出入の実績がある企業リストに加え、受注者が調査を行い、函館および近郊に所在し、他港のほか陸送等により移出入および輸出入を行っている企業から選定すること。

(4) 調査業務

ア 調査項目

- a 企業の基本情報
企業名，所在地，業種
- b 貨物および物流の利用実態
貨物の内容，取扱量，移出入・輸出入の別，輸送手段，輸送ルート，輸送頻度，利用港
- c 函館港を利用する条件
函館港を利用しない理由
(外貿船の入港がない，輸送コスト，輸送時間，定期運航など)
函館港を利用する条件
(外貿航路の復活，支援制度の拡充，港湾施設の充実など)
- d その他自由回答

イ 調査票の作成

- ・ 6 (4) アで決定した調査項目に基づき，調査票や調査に付随する依頼状等を作成すること。
- ・ 調査票の回収は，聞き取り調査およびWEBで回収すること。
- ・ WEB回答については，聞き取り調査に用いる調査票と同等の回答システムを作成すること。
- ・ 本業務に対する問合せ等は，受注者が行うこととし，調査資材にも明記すること。

ウ 調査資材

下記の調査資材を，それぞれ対象企業数分用意すること。

(ア) 依頼状

A4サイズ1枚程度とし，Web回答を用いる場合は回答用URLもしくはQRコードを記載すること

(イ) 調査票

A4サイズ2ページ程度とし，Web回答を用いる場合は回答用URLもしくはQRコードを記載すること。

エ 回答率・回収率

受注者は回答率の向上に努めること。

(ア) 回答率の目標値

50社以上確保するように努めること。

(イ) 回答率の向上

調査の意義などを説明し、回答率の向上に努めるが、必要に応じて発注者からも調査への協力依頼を行う。

(5) 情報の整理・分析

ア 回収した調査票およびWeb回答の記入内容の点検、自由回答を含むデータの入力・点検を行い、データベース化すること。

イ 全設問について、単純集計を行うとともに、所在地別、業種別など、その他必要なクロス集計を行うこと。

ウ 集計、分類、表やグラフへの加工により、わかりやすい状態に整理すること。

エ 調査結果を踏まえ、内貿・外貿それぞれにおいて、コンテナ貨物の利用可能性について分析を行うこと。

(6) 報告書の作成

ア 受注者は、(5)情報の整理・分析に基づき、調査・分析結果を取りまとめた素案を作成し記載内容およびレイアウト等について、必要な回数の校正を行い、発注者の確認を受けること。

イ 調査結果は、A4サイズで提出すること。

ウ 構成は、調査全体の「概要」、調査項目別の「個別結果」に分けて作成すること。

7 成果物

成果物については、以下のとおり納品すること。

報告書については、Word形式およびPDF形式とし、出力することを前提として作成すること。

調査結果入力データおよび集計表については、Excel形式とすること。

8 実施体制および工程

受注者は、本業務の目的を十分理解した上で、本業務の円滑な実施に必要な適正な人員を配置するとともに、同種の業務経験の豊富な者を配置するこ

と。

また、適切な工程により、正確丁寧に行う工程とすること。

9 業務の指示及び監督

受注者は本契約に基づき、発注者が定める監督職員と常に密接に連絡を取り、その指示に従わなければならない。

受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

10 委託料の支払い

受注者は、すべての業務完了後に、委託料の支払いを請求できる。

発注者は、この報告があったときは、速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務の完了を確認する。

また、支払請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

12 権利関係権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の実施に係る成果物（報告書等）の所有権は、すべて発注者に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

13 その他

- (1) 受注者が本委託業務の遂行にあたり、知り得た個人・法人情報等の取扱いについては、十分注意し、本委託業務終了後も、他者への開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

また、これらの情報漏えいにより生じた損害については、すべて受注者の責任において処理すること。

- (2) 本委託業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な措置をとるとともに、遅滞なく発注者に報告すること。

また、受注者が本委託業務の遂行に関し第三者に与えた損害は、その損害が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、受注者の責任において、その損害を補償すること。